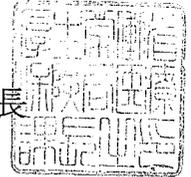




保医発 1 1 2 2 第 3 号
平成 2 4 年 1 1 月 2 2 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第568号及び第569号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった新医薬品（内用薬13品目、注射薬6品目及び外用薬3品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 148	3, 914	2, 480	27	15, 569

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) アミティーザカプセル24 μ g

本製剤の使用に当たっては、他の便秘症治療薬で効果不十分な場合に、器質的疾患による便秘を除く慢性便秘症の患者へ使用すること。

(2) ソマチュリン皮下注60mg、同90mg及び同120mg

本製剤は、「揭示事項等告示」の第10第1号に規定する療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬である「ソマトスタチンアナログ」に該当するが、用法が4週毎に注射するものであること等から、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料は算定できないこと。

(3) ディアコミットドライシロップ分包250mg、同分包500mg

本ドライシロップ剤は、分包品であり、水に用時懸濁し必要量を服用して残薬を破棄する製剤であることから、薬剤料は包単位で算定すること。

(4) メサペイン錠5mg及び同10mg

本製剤の使用に当たっての留意事項については、別添のとおり、「メサドン塩酸塩製剤の使用にあたっての留意事項について」（平成24年9月28日付け薬食審査発0928第11号・薬食安発0928第11号・薬食監麻発0928第32号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長・監視指導・麻薬対策課長通知）により通知されたところであるので、使用に当たっては十分留意すること。

3 揭示事項等告示の一部改正について

新医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して1年間は、原則、1回14日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外を設けているところ。

今般、揭示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。

・アイミクス配合錠HD及びアイミクス配合錠LD